【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月27日
【会社名】	協同飼料株式会社
【英訳名】	KYODO SHIRYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弦 巻 恒 三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区高島二丁目５番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 弦巻 恒三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(平成19年２月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、財務報告における記載内容の適切性、信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤りや不注意、複数の者による共謀によって有効に機能しない場合や当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引に対応しない場合があり、内部統制固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

代表取締役社長 弦巻 恒三は、財務報告に係る内部統制について、当事業年度末日である平成26年３月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについて、当社及び連結子会社８社を対象にして、整備及び運用状況の評価を行いました。

なお、連結子会社５社及び持分法適用関連会社８社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

重要な事業拠点は、事業セグメント別に連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね３分の２程度に達する事業拠点としております。

当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを個別に評価の対象に追加いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、内部統制の基本的要素が有効に機能しているかについて整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。